

目次

☆選挙協力と政権協議と統一戦線呼びかける… 1
 ☆憲法集会に六万人が結集！…………… 5
 ☆労働三団体が高プロ・裁量労働制は
 いらないで団結…………… 6
 ☆杉浦弁護士が「閉ざされた社会」を問題提起… 7
 ☆丹羽宇一郎さん「戦争に近づいてはいけない」… 8
 ☆「最近の裁判官人事の傾向」の案内
 (明治大学教授・西川伸一さん)…………… 10

進路

日本革命党 機関紙

2018年6月10日 復刊第3号 (通巻第20号)
 発行 進路社 (発行人 武市 徹)
 連絡先 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-22
 新宿コムロビル7F2号室
 ホームページ <http://j-rp.com/>
 郵便振替 00140-2-265780
 (口座名義) 武市 徹
 銀行振込 郵貯：店名019当座0265780
 賛助金 1ヶ月(1部)500円(1年6,000円)

野党と市民運動に選挙協力と政権協議と統一戦線呼びかける

- (一) 日本の国民と社会に危機が迫っている。
- (二) 安倍政権追及の闘いを議会内外で強化し、総辞職・解散総選挙に追い込もう。
- (三) 国民民主党の結党を歓迎し、選挙協力と政権協議の開始を呼びかける。
- (四) 共闘を拓げ、統一戦線の結成を求め、広範な国民と人民を結集させよう。

一・安倍政権の嘘と無能が暴かれているが、なお反動政治と悪法を推進している。

野党や市民運動の追及やマスコミの報道によって、安倍政権の公文書の隠蔽・改ざん、法案の根拠データの捏造、国会答弁や発言の嘘が暴かれている。すでに国民の大多数が、安倍

首相をはじめ閣僚や官僚の言葉を信用していない。

にもかかわらず、安倍自公(維新)政権は、衆参両議院の三分の二の議席を背景に、居直りと居座りを続け、根拠の崩れた「働き方法案」や「TPP関連法案」「カジノ法案」などの悪法を強行採決しようとしている。

安倍政権は反動政治と悪法を推進しながら、今日の日本において深刻な格差・貧困・不安定・低賃金・孤立・人権否定といった問題に対しては何ら有効な政策を提示実行できていない。財界や金持ちの目先の利益のためだけの反国民的で短絡な政治と、深刻な問題に関しての解決能力の欠落は、国民の生活や希望を破壊し、社会の安全や安定を破壊し、日本の国力を確実に低下させてきている。安倍政権は、国会での追及か

ら逃げるようにアメリカやロシアや中東などを歴訪しているが、世界の趨勢を見誤り各国に足元を見られて何らの成果もあげることが出来ていない。

朝鮮民主主義人民共和国との関係についても、反省なき強硬策一辺倒により金正恩委員長から相手にされず、拉致問題についてもアメリカのトランプ大統領や韓国の文在寅大統領に「お願いする」という主体性なき無能と無恥ぶりをさらけ出している。

国内だけで虚勢をはって成果を誇張しているが、実際は国際社会での地位を低下させ続けているのである。ただ問題は、安倍政権だけでなく、マスコミや少なくとも国民までもが「日本の閉ざされた社会」の中で「事実」ではなく「都合よく改ざんされた虚報」を強弁し、すがり付いていることである。日本は内政・外交ともに停滞と混乱の度を深めてきている。

二・官僚組織や検察も腐敗し機能不全に陥っている。

安倍政権の腐敗と無能が明らかになってきているにもかかわらず、官僚組織も検察も会計検査院も嘘や腐敗を正すことが出来ず機能不全に陥っている。

さらに自らが腐敗し安倍政権の嘘や不正に加担しているのである。

佐川元財務省理財局長、柳瀬元首相秘書官(経産省)などは、「記録がない」「記憶がない」「刑事訴追のおそれがあるから答弁できない」と逃げながら「安倍首相の関与や責任」だけは証拠も根拠も示すことなく「ない」と断言するありさまである。

憲法の第一五条二項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されているが、このような官僚が行政を牛耳っていることは日本の国民と社会にとって最大の不幸であろう。国民に対しては強権的に厳罰

をもって臨む検察も、これだけの隠蔽と改ざんと捏造と嘘を重ねた不正な政治と行政に対して「森友 佐川氏ら不起訴へ」(五月三一日木曜朝日新聞)といったありさまである。

- ・ 検察は何のために存在しているのか。
- ・ 会計検査院は、一体何をしているのか。

・ 腐っているのは、安倍内閣だけではない。

まさに革命が必要なのである。

三. 日本の国民と社会に危機が迫っている。

政府や行政や支配階級が腐敗・墮落している国家や社会で国民が栄えたためではない。

日本は、中国の清朝末期や李氏朝鮮王朝の腐敗と墮落をさんざん馬鹿にし、侵略や植民地の正当化の口実にしてきたのではない。

腐敗・墮落した安倍政権は、五月三一日(木曜)現在、財務省の事務次官や国税庁長官の空

席を埋めることもできずにいる。

国民・人民が、主権者として

「今」闘わなくて何が「素晴らしい日本」「美しい日本」か!

無能・無恥の安倍政権が居直り居座り続けるならば、停滞と混乱を通り越して、日本の国民

と社会に破滅的な危機が訪れることになる。

日本は世界の中で孤立し、決定的に没落していくことになるであろう。

【憲法は機能しているのか】

このような隠蔽・改ざん・捏造・不正・腐敗の現実があり、国会や官僚や司法検察などが機能不全に陥っているというのに、活憲・護憲と言いながら憲法は歯止めとしてはまったく不十分な機能しか果たせていないのではないだろうか。

日本革命党は、国会のリコール権と官僚の解職請求権の欠落、国政選挙における一票の価値の不等等、三権分立の機能不全などなど多くの問題点から、現憲法の欠落と不整合を指摘し民主的な創憲(改憲)を主張するものである。

四. 安倍政権追及の闘いを議会内外で強化し、総辞職・解散総選挙に追い込もう。

野党と市民運動、多数の国民・人民は、安倍政権を絶対に許せない。

自公(維新)は衆参両議院の三分の二を占めており、議会内外のどんな指摘や追及にも居直り続け、権力の座に居座り続けている。

官僚(組織)、検察、会計検査院なども機能していない。事態は膠着せざるをえない。膠着の中で悪政が行われ「働き方法案」「TPP関連法案」「カジノ法案」などの悪法が決定されようとしている。

「国民と日本社会の危機の深化の中で、いつまでも森友・加計問題だけで国会を空転させず、国民生活に重要な政治を論議し決定するべき」との声が御用学者、反動マスコミなどから垂れ流されている。しかし、そうではない。

安倍政権が居直りと居座りを続け、悪政と悪法を実行しているそのことこそが、国民・人民と日本社会の危機を深刻化させているのである。

安倍自公(維新)政権の打倒こそ、国民・人民と日本社会の危機からの脱却の第一歩にほかならない。

「膠着」大いに結構である。野党と市民運動、国民・人民にとつて、安倍政権追及の闘いは「倒すか、屈服に沈むか」という新次元に突入していると覚悟すべきである。

この事態はもう、最終的に解散総選挙によって国民に信を問う以外にないのである。野党と市民運動、国民・人民は、連続的永続的な徹底抗戦で、安倍自公(維新)政権の悪政遂行を阻止し停滞させ、内閣総辞職、解散総選挙に追い込もう。

五. 国民民主党の結党を歓迎し評価する。

参議院中心の民進党(無所

属)議員と元民進党の希望の党議員が合流し、国民民主党を結成した。

この合流と結党に際しては、希望の党を「反安倍」から「反リベラル」に誘導しようとした小池百合子氏および創立メンバーとの分岐(分党)が行われた。国民民主党の結党は、昨年(二〇一七年)一〇月総選挙に

おいて、希望の党に投票した「比例代表約九六八万票・小選挙区約一四四万票」の有権者の「安倍一強体制での暴走阻止」の願い、民進党衆参全議員の「安倍政権の打倒」の決意を

復活させたものに他ならない。日本革命党は、この合流と結党を昨年一〇月総選挙の実践的総括として歓迎し評価するものである。

六. 野党と市民運動の共闘が前進しつつある。

国民民主党の結党以来、議会の内外で国民民主党も含めた野党と市民運動が前進しつつある。

五月三日(木曜)の憲法集会では、民進党代表の大塚耕平代表が、民進党の仲間と希望の党の仲間とともにゴールデンウィーク明けに国民民主党を結党し、憲法集会に結集した多くの国民・野党と協力して闘っていくと連帯の挨拶を行った。

五月二二日(火曜)の労働弁護団主催の「働き方法案反対の日比谷野音集会」には、国民民主党として連帯の挨拶が行われた。

国会の中では、立憲民主党、国民民主党、共産党、自由党、社民党と衆院会派無所属の会の五党一会派の院内共闘が、安倍自公(維新)政権と対決している。

新潟県知事選では、前回と異なり、立憲民主党も国民民主党も野党と市民の共闘の陣営に参加している。

これらのことは、小池百合子氏および創立メンバーとの分岐(分党)を踏まえた国民民主党の結成によって促進されたことにはかならない。

七. 共闘の前進のために克服せねばならない課題がある。

五月二八日(月曜)、立憲民主党、共産党、自由党、社民党、衆院会派無所属の会と「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(以下「市民連合」と略す)」が、国会内で「来夏の参院選の連携確認」の意見交換会を開催した。

「参院選では三二ある一人区で野党統一候補を立て、第一次安倍政権を退陣につなげた二〇〇七年参院選の再来を目指す方針で一致した」ことは大きな前進である。

しかし、ここで大きな問題が発生した。国民民主党がこの意見交換会への出席を拒否したのである。その理由の一つとして、「市民連合」が五月一〇日に発表した「政府の『正常化』を求めて」との声明が問題となったのである。

問題となったのは「市民連合」の声明の次の部分である。

「昨年一〇月の総選挙の直前、民進党が希望の党への合流を決め、それまで構築してきた市民と立憲野党の協力の枠組みを大きく損ねた際も、私たち市民連合は全国各地の市民の皆さんとともに粘り強く立憲野党・議員との共闘を模索し、憲法破壊を企てる逆流を押しとどめました。」

「二〇一八年五月七日ついに希望の党は崩壊し、民進党との再合流によって国民民主党が結成されました。」

この声明からは、希望の党の議員候補者に対して、共産党が主張していたように「安倍政権の補完勢力」との認識しか読み取れないのである。

解散総選挙にせよ、来年の参院選挙にせよ、国民民主党との共闘や選挙協力なしに、安部自公(維新)政権に勝利し、打倒することが出来ないことは自明のことである。

八. 野党と市民運動に総選挙総括のやり直しを求める。

共産党は昨年総選挙で、小池百合子氏と少数の希望の党創立者だけを見て「希望の党の全体を安倍政権補完勢力と規定」し、「民進党出身の有力な希望の党候補者に機械的に当選可能性のない候補者を対抗擁立」した。

その結果、自公(維新)に衆院三分の二を許すことになったのである。

しかし、総選挙直後から、「希望の党は安倍政権補完勢力」「民進党と希望の党の院内会派や合流は筋が通らない」と攻撃する一方で、国会での安倍政権追及の闘いや民進党再編の実際の動きの中の反安倍色・野党色の鮮明化の状況を踏まえ「希望の党も含めた野党五党一会派の院内共闘」を持ち上げ、現在では「新党(国民民主党)とも共闘強める」(赤旗二〇一八年五月八日火曜)と主張し、「希望の党(と国民民主党)は安倍政権補完勢力論」をなし崩し的に修正しつつある。

日本革命党は、この修正と共闘の姿勢を支持し評価するものである。

である。

しかし、この修正がなし崩しであるために、市民運動や国民有権者に及ぼした負の影響が色濃く残り、五月二八日の意見交換会のような事態を招いているのである。

現在、共産党は「希望の党(現国民民主党)も含めた野党五党一会派の院内共闘」を持ち上げ、「赤旗」の一面二面で大きく取り上げているが、今回の重要な意見交換会について「赤旗」では一言も触れていない。都合の悪いことは報じないのか。

野党統一候補の擁立を追求する中で、国民民主党の不参加は致命的な結果をもたらすものとなる。

以上の危惧は、日本革命党が「進路復刊一号」「二号」で繰り返し指摘し警告を發してきたことである。

日本革命党は、市民運動と共産党と社民党(と自由党)と立憲民主党の昨年一〇月総選挙での選挙協力を高く評価するものである。

だが一方で、小池百合子氏や少数の希望の党創立者だけを見て「多数の民進党出身の候補者の全体を安倍政権の補完勢力と規定」し「機械的に対立候補を擁立したこと」について誤りであると指摘するものである。

昨年一〇月総選挙において、希望の党に投票した「比例代表約九六八万票・小選挙区約一一四四万票」の有権者の「安倍一強体制での暴走阻止」の願い、民進党衆参全議員の「安倍政権の打倒」の決意、そして希望の党を「反安倍」から「反リベラル」に誘導しようとした小池百合子氏および創立メンバーとの総選挙の最中からすでに始まっていた闘いと分岐（分党）を無視して、国民民主党との共闘や選挙協力をどのように追求することができるのか。

共産党や社民党、そしていくつかの市民運動に、あらためて、昨年一〇月総選挙の総括のやり直しを求めるものである。

九. 野党は共闘と選挙協力方針と政権構想を明らかにせよ。

野党各党は、まず、自らの共闘方針・選挙（協力）方針・政権構想を明らかにせよ。

共闘方針・選挙（協力）方針・政権構想を明らかにしないままに、「野合」と「反目」を繰り返していても、国民・人民の理解と支持は得られない。

政権構想の明示にあたっては、具体的な問題に対する具体的な政策を明らかにしなければならぬ。

- ・森友・加計問題にどう臨むか
- ・消費税をどうするのか
- ・税制をどうするのか
- ・社会保障（予算と施策）をどうするのか
- ・ベーシックインカム政策をどう考えるか
- ・働き方法案をどうするのか
- ・TPP関連法案をどうするのか
- ・カジノ法案をどうするのか
- ・財政政策をどうするのか

- ・金融政策をどうするのか
- ・憲法をどうするのか
- ・日米安保条約をどうするのか
- ・安民法制をどうするのか
- ・沖縄県辺野古基地問題などをどうするのか
- ・核兵器禁止条約にどう臨むのか
- ・地方自治体首長選をどうするのか

（日本革命党は、新潟県知事選挙とともに、滋賀県知事に注目している）

- ・朝鮮民主主義人民共和国との関係（日朝平壤宣言）をどうするのか
- ・原発（再稼働）をどうするのか
- ・などなどである。

具体的な政権政策構想を明らかにしてはじめて「どんな共闘が可能か」「どこまで選挙協力できるか」「安倍政権にかわるどんな政権を作れるのか、関わることはできるのか」を摺り合わせ、明らかにすることができるのである。

方針・政権構想の明示と摺り合わせの中で、野党各党がその有効性を競い合い、自党の支持拡大を目指すのは当然のことである。

その勢力と支持によって、安倍政権にかわる国民政権政府の性格が決定されるのである。

なお、日本革命党は、新たな社会主義革命像を提起しつつあり、社会主義派への国民・人民の支持を拡大する観点から、不破哲三・日本共産党社会科学研究所長の「未来社会論」に反対するものである。

一〇. 国民民主党を含めた選挙協力と政権協議の開始を呼びかける。

野党各党は、自らの政権政策構想を明らかにしたうえで、早期に、国民民主党を含めた共闘と選挙協力と政権協議に入るべきである。

現在の「安倍内閣追及」の闘いにおいて選挙協力と政権協議ができず、来年の参院選を目標

とすることしかできないとしたら、それは時間稼ぎの先延ばしにほかならず、来年の参院選に期待通りの結果をもたらすのかさえ疑問と言わざるを得ない。

何よりも、来年の参院選で野党が勝利できたとしても、それだけでは自公（維新）政権をかえることはできないのである。

逆に、現在の闘いにおいて、国民民主党を含めた共闘と選挙協力と政権協議に入ることができれば、「現在における解散・総選挙と国民民主権勢力の勝利」の可能性を拓き、解散・総選挙が実現できなかったとしても「来年の参院選での野党勝利」の展望を切り拓くものとなるのである。

一一. 共闘を拡げ、統一戦線を結成し、広範な国民と人民を結集させよう。

安倍内閣を追及し打倒するためにも、野党に国会内外での共闘や選挙協力や政権政策構想の摺り合わせを行わせるためにも、

◇◇◇◇◇ お知らせと呼びかけ ◇◇◇◇◇

1. ホームページ開設のお知らせ

- ・5月21日(2018年)、日本革命党のホームページを開設しました。
<http://j-rp.com/>
- ・地域や「進路」の部数の制約を越えた広報と対話を行っていきます。
- ・連絡先メールアドレスを開設しています。
represent@j-rp.com
意見・提案・疑問・批判などをお寄せください。

2. 共闘・共同・入党の呼びかけ

- ・団体に交流と共闘を訴えます。
- ・個人に交流と共同を訴えます。
- ・入党を訴えます。
- ・寄付をお願いします。

郵便振替 00140-2-265780 (口座名義) 武市徹
銀行振込 郵貯：店名 019 当座 0265780

市民運動と国民・人民の闘いの強化と広範化は不可欠である。江東区の東京臨海広域防災公園での五・三憲法集会には、主催者発表で六万人の人々が結集した。

この集会では、「安倍九条改

憲NO！憲法を生かす全国統一署名」が四月末で一三五〇万人に達したとの報告がされた。一方、反動派は「憲法改正賛同者拡大運動」の署名を二月末で一〇〇二万名集めたと発表している。

安倍自公(維新)政権打倒、国民民主権政府樹立の闘いを、質量ともに強化せねばならない。そして、闘いの強化の核心は、共闘と統一戦線である。

野党に国会内外での共闘や選挙協力や政権政策構想の摺り合わせを求めるとともに、個人と団体が可能なところから連携と共闘を行い、それを繋げていくこと、この繋がりを統一戦線へと結実させていくことが必要である。

安倍自公(維新)政権との闘いは、「倒すか、屈服に沈むか」という新次元に突入している。

日本革命党は、全力でこの連携と共闘と統一戦線を追求していく。

(日本革命党)

憲法集会に六万人が結集！

五月三日(木曜)、東京都江東区の東京臨海広域防災公園にて「九条改憲NO！平和といのちと人権を 五・三憲法集会」が開催された。

主催は「五・三憲法集会実行委員会(以下「実行委員会」と略す)」で、協賛は「戦争させない・九条壊すな！総がかり行

動委員会(以下「総がかり行動」と略す)」「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(以下「市民連合」と略す)」である。

集会では、「実行委員会」の高田健さんが主催者を代表して「国民の支持を失っている安倍政権を私たちの手で倒そう」と

訴えた。

一橋大学名誉教授の山内敏弘さん、作家の落合恵子さん、「市民連合」の諏訪原健さんが連帯の挨拶を行った。

【九条改憲NO！署名一三五〇万人】

「九条改憲NO！全国市民アク



憲法集会に六万人が結集！

シオン」の長尾ゆりさんから、三千万人を目標とした「安倍九条改憲NO！全国統一署名」が、四月末で一三五〇万人を越えたと報告された。

「総がかり行動」の福山真劫さんが「三千万人署名を集めきり、野党と連帯して闘って安倍政権を倒そう」と提起した。

立憲民主党の枝野代表、民進党の大塚代表、共産党の志位委員長、社民党の又市党首が挨拶を行い、自由党の小沢代表がメッセージを寄せ、会場には新社会党の姿も見えた。

民進党の大塚代表は、「ゴールデンウィーク明けに民進党と希望の党の仲間が合流し、国民民主党として野党と多くのみなさんとともに闘っていく」と決意表明を行った。

日本革命党は、「国民民主党」の結成を歓迎し、安倍政権打倒での野党と市民運動の共闘―選挙協力に期待するものである。

この集会には主催者発表で六万人もの人々が参加した。

【右翼反動派の改憲署名一〇〇

二万人】

一方で、右翼反動派の「美しい日本の憲法を作る会」は、本年（二〇一八年）二月末までに約一〇〇二万人の「憲法改正賛同者拡大署名」を集めており、市民と野党の共闘と運動のさらなる強化が求められている。

統一戦線の結成とこれをテコとした国民人民への幅広い働きかけが必要である。

【安倍九条改憲反対に合流し創憲を訴える】

同時に、わが党は基本的人権・民主・平和の日本の実現のために、民主的創憲（改憲）が必要であると訴えるものである。

非正規・不安定雇用の人々、低年金・無年金の高齢者、障害者・病者・ひきこもりの人々、養育放棄される乳幼児・児童などの問題を、活憲や護憲だけでは

解決できるのか。

現憲法を含めた現体制を「守る」ことにとどめず「守り、変える」ことこそが必要なのである。

【点を線に繋げ、線を面に拡げる】 この集会では嬉しいことがあった。

元同僚S氏が静岡県から上京しこの集会で合流することができ、元同僚のK氏がこの集会に参加していることを知った。

K氏S氏とは、数日後、あらためて話し合いをもち、今後の情報交換と協力を約束することができた。

その後、K氏からは日本革命党と進路への賛同や疑問や批判も含む一〇頁に及ぶ意見書を提示いただいた。

点を線に繋ぎ、線を面に拡げ、現実政治を変革していく決意を新たにしたい。

(武市 徹)

高プロ・裁量労働制はいらない！ 日比谷野音集会

五月二二日（火曜）、「高プロ

裁量労働制はいらない！日



日比谷野音集会に野党と労働三団体が結集（5月22日）

比谷野音集会」が日本労働弁護団の主催で開催された。

【野党六党と労働三団体が結集】

翌二三日（水曜）には衆院厚生労働委員会での「働き方改革法案」が、自民・公明・維新によって強行採決されるとの情報がある中で、集会には立憲民主党、国民民主党、共産党、自由党、社民党、（会場に新社会党）が駆けつけ、連合、全労協、全労連の労働三団体が結集して会場を埋めた。

この闘いは全国で展開され、札幌、名古屋、大阪、福岡（北九州）での同時集会や行動が会場で中継された。

本集会後のデモのコールは次の通りである。

- ・高プロ制度は 過労死促進
- ・労働時間の 規制を外すな
- ・二四時間 働かせるな
- ・一括法案 絶対通すな
- ・でたらめデータで 法案通すな
- ・ウソツキ答弁 大臣ヤメロ
- ・雇用を壊すな 命を守れ
- ・野党は共闘 一致団結
- ・安倍政権は 今すぐ退陣

【労働弁護団が果たした大きな

役割

日本革命党は、この集会における野党と労働三団体の共闘を評価し、主催した日本労働弁護団の働きに敬意を表し今後の役割に期待するものである。

野党六党と労働三団体の参加は、選挙共闘を促すとともに、基本的人権・民主・平和の日本の将来像と政権の枠組みを示すものとなる可能性がある。

日本革命党はこの可能性を追求してともに闘う。

本集会については、労働弁護団のM弁護士より情報提示と参加勧誘をいただいた。重要な集会と考え、M弁護士の了解のもと『週刊金曜日』の「はらっぱで」に情報を送ったが、掲載されなかった。

五月二〇日(日曜)の友愛政治塾(第二回)において、村岡さんの了解のもと「労働弁護団のちらし」を配布した。

(武市 徹)

『友愛政治塾(第一回)講師・杉浦ひとみ弁護士』の報告

四月一日(日曜)、文京シビックセンターにて、二〇一八年度第一回友愛政治塾(事務局・ロゴス村岡到さん〇三—五八四〇—八五二五)が開催された。

さまざまな論議が交わされたが、この報告では杉浦ひとみ弁護士の講演「弁護士の社会的使命とは」の概要とわたしの発言に絞って報告する。

・被害者を支援し、(反省する)加害者を受け入れる社会
②少年事件
・厳罰化への法改正が繰り返されているが阻止のための活動
・成人年齢を一八歳にしようとする動きに注意
・子どもの世界は狭い、家庭と学校とわずかな近隣、それらが健全でないときは？
・子どもとの関係は、だまされてもだまさない
③犯罪被害者
「被害者保護制度」
④閉ざされた社会に法律が入っていく

・被害者を支援し、(反省する)加害者を受け入れる社会
②少年事件
・厳罰化への法改正が繰り返されているが阻止のための活動
・成人年齢を一八歳にしようとする動きに注意
・子どもの世界は狭い、家庭と学校とわずかな近隣、それらが健全でないときは？
・子どもとの関係は、だまされてもだまさない
③犯罪被害者
「被害者保護制度」
④閉ざされた社会に法律が入っていく
・会社(セクハラ、パワハラ)
・家庭(DV、モラハラ)
・学校(いじめ、体罰、指導、アカデミックハラスメント)
・福祉施設(保護者不在、密室、自己肯定感の喪失)
・消費者事件(自由意志取引という幻想、先物取引)
⑤差別された分野に個人の平等な価値をいれる
・二〇〇〇年五月二四日

児童虐待防止法
・二〇〇一年四月一三日
DV法
・二〇〇五年一月九日
高齢者虐待防止法
・二〇一一年六月二四日
障害者虐待防止法
⑥裁判をして得られるもの
ア、法的に勝利する
イ、戦う過程で自分が強くなる
ウ、支援を得て励まされる
⑦法律制度の作成、改善
・裁判を通じて(違憲判決、議員議会への働きかけ、法改正)
例・安保法制違憲訴訟
・ロビー活動を通じて
例・空襲被害者救済法

児童虐待防止法
・二〇〇一年四月一三日
DV法
・二〇〇五年一月九日
高齢者虐待防止法
・二〇一一年六月二四日
障害者虐待防止法
⑥裁判をして得られるもの
ア、法的に勝利する
イ、戦う過程で自分が強くなる
ウ、支援を得て励まされる
⑦法律制度の作成、改善
・裁判を通じて(違憲判決、議員議会への働きかけ、法改正)
例・安保法制違憲訴訟
・ロビー活動を通じて
例・空襲被害者救済法
(三) 弁護士会の活動
(四) その他外部での活動
・全国空襲被害者連絡協議会
・森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会

わたしは次の要旨の問題提起をした。
(一) 杉浦弁護士の「閉ざされた社会」との問題提起は重要と思う。
日本においては「会社」「家庭」「学校」などにとどまらず「地域町内会自治会」「ネット」など社会のあらゆる単位が「閉ざされた社会化」しており、人権・民主・平和を阻害している。法律による歯止め、確かな情報確保と提供、制度の改革、交流や運動によって、開かれた単位・社会にしていく必要がある。

わたしは次の要旨の問題提起をした。
(一) 杉浦弁護士の「閉ざされた社会」との問題提起は重要と思う。
日本においては「会社」「家庭」「学校」などにとどまらず「地域町内会自治会」「ネット」など社会のあらゆる単位が「閉ざされた社会化」しており、人権・民主・平和を阻害している。法律による歯止め、確かな情報確保と提供、制度の改革、交流や運動によって、開かれた単位・社会にしていく必要がある。
(二) 人権・民主・平和にとつて現憲法はどのような役割を果たしているのか。
戦前の帝国憲法に比して、「主権在民」「男女平等」「平等主義」など画期的であるが、現在の反動に関して、「現憲法の欠落や不整合」「人権規定などの抽象性」「三権分立への疑念(六条、七九条、八〇条)」「憲法の最高法規性の条約との関係での疑念(九八条)」などが原因となっているのではないか。

一・杉浦弁護士の「閉ざされた社会」の問題提起の重要性

杉浦ひとみ弁護士が次の要旨の発言をした。

(一) 弁護士が法的に課された使命

(二) 事件を通じて果たせる使命

① 刑事弁護

・黒を白にすることはしない

二・憲法評価と一九四五年敗戦までの総括が必要

四五年敗戦までの総括が必要

(三) 憲法の前文において、一九四五年の敗戦に至る日本の歴史を総括していない。

新憲法の制定は、国民人民による歴史の総括のうえで行われ血肉化されるべきものである。

杉浦弁護士は「空襲被害者救済法」の成立のために尽力されている。

日本政府はこれまで空襲被害者や旧植民地出身軍人軍属（戦犯を含む）への補償要求を一顧だにせず、一方、侵略戦争に動員した軍人軍属への恩給や戦傷病者援護は優遇して、自民党・保守勢力の支持基盤（票田）としてきた。

戦前の帝国主義体制と基盤をなし崩し的に継承しており、憲法は必ずしもその歯止めとなっていない。

三. 杉浦弁護士の回答と質疑、村岡到さんからの機会の提供

(一) 憲法の人権規定などの抽象性に関して、杉浦弁護士は

次の主旨の回答発言をした。「細かく具体的な規定では、当てはまらない問題が救えないという問題も考えうる」

「大きく定義して人権や民主主義を幅広く対象としていく考え方もある」

「ドラえもんポケットのように入っているものを取り出せる」

(二) わたしは、次の主旨の問題提起を再度行なった。

「護憲派の法曹人がよく使う論理だが、ドラえもんのポケットからは何も出てこないかもしれない」

「抽象的な規定では逆に安倍政権らの解釈によって切り縮められるばかりというのが現実ではないのか」

「法律とは本来、勝手な解釈を許さない規定によって、人権や

民主主義や平和を守る機能を發揮するものであると考える」

(三) 事務局の村岡到さんから、次の機会を提供いただいた。

・「軍人軍属の恩給や戦傷病者援護の優遇」について、

季刊雑誌「フラタニティ第一〇号二〇一八年五月」の読者の声欄（p七〇）に投稿し掲載いただいた。

・「日本国憲法の歴史的限界」について、友愛政治塾

二〇一八夏合宿（八月一日土曜・一二日曜）で報告させていただくことになった。

学習会・討論会・集会・対話交流・デモ・選挙・読書などから学び、変革の思想と政策と運動を深化し強めていく。

(武市 徹)

『友愛政治塾（第二回）講師・丹羽宇一郎氏』の報告

五月二〇日（日曜）、文京区民センターにて、第二回友愛政治塾（事務局・ロゴス村岡到さん）が開催された。

この報告では丹羽宇一郎氏（元中国大使、元伊藤忠商事会長・社長）の講演「日本の国是と将来像」の概要と主要な論議について要約して報告する。

一. 「日本は戦争に近づいてはいけない」「日本の将来像を」

講師の丹羽氏は次の要旨の発言をした。

(一) 現在の情勢は、嘘の公文書や答弁のうえで国家が運営され、法律が決まっていっており、日本は戦争に近づいている。

(二) 最終的な分岐は、「戦争に近づかない」ことである。食料自給率（三九％）やエネルギー自給率（八％）を考えれば、日本は絶対に戦争をしてはいけない国である。

(三) 野党や市民運動が安倍政権への反対運動を行っているが何も変わっていない。一オクターブ上げた運動をしなくてはならないと早稲田大学で

山口氏にも話したところである。学者やマスコミがもっと大きな声を上げるべきと思うが、なぜできないのか。

(四) 野党が分裂していて勝てるはずがない。わたしは共産党が嫌いだ、昨年一〇月の衆院選での野党共闘はさすがである。一つの選挙区で与党対野党の統一候補の構図が出来れば状況は変わってくる。

(五) 国民の支持を得るためには、何を変えようとしているのか考えて提示しなければならぬ。このことを明確にするためには、現在の日本で誰が勝者で誰が敗者なのか第二次大戦までの総括が必要だが、なされていず、日本には現代史が存在しない状況である。

(六) この状況を放置するならば、日本はますます世界の中で沈没していかざるをえない危険な状況である。

(七) 日本の未来像を描かなければならないが、人間の二つの限界「兵糧攻め（経済封鎖）」「弱肉強食（ジャングル」の掟」を克服できるのか、

みなさんはどう考えるのか聞いてみたい。

二. 参加者からの質問と回答、参加者間の論議

(一) 学者やマスコミの声がなかなか大きくならないのは、「干される(心配がある)」からだと思う。

↓(丹羽氏)『週刊金曜日』が取材に来て「気をつけてください」と言っていた。わたしはほとんど発言していくが、後ろを振り向いたら誰もいないということでは、個人だけで闘うことは難しいのかもしれない。ちなみに、わたしは『週刊金曜日』を知らなかったが妻は知っていた。

『週刊金曜日』の六月一日 一八六号P二四に取材記事が掲載されている。
(二) 安倍政権のもとで嘘の公文書や答弁に基づき、働き方改革など法律が決まっていますが、財界は安倍政権に対してどのような距離感をもっているのか

かがわかれば教えて欲しい。(武市)

↓(丹羽氏) 財界として安倍政権を支持するとかしないとかはなく、政治には距離を置いているのではないかと対応しているのは財界団体の事務局で、彼らは官僚と同じで官僚と異なる対応はしないしできない。

働き方改革法案については、現場の声を聞いていない法律は意味も有効性も持たないと思う。

(三) 安倍政権下で、武器輸出三原則が骨抜きにされ、輸出に前のめりになる企業も出てきているが、それは国際社会で築かれた日本の信用を崩す懸念もあると思う。財界としてはどのように考えているのか、わかれば教えて欲しい。

↓(丹羽氏) 財界としてどうかはわからないか。企業トップのフィロソフィ・哲学によって企業方針は決まる。この会場のように、社長や講師が発言して「何かないか」と聞いてもなかなか意見は出

てこず、社長の考えで実行されていくことになる。

(四) 森友や加計でこれだけ国民や野党が批判しているのに、安倍首相や昭恵夫人が連れ立って外国を歴訪し、にこやかに笑っていられる神経が理解できないが……

↓(丹羽氏) 生まれながらに上流階級であり、それが普通のことでおかしいとは思っていないのでは。わたしが中国大使のときには、妻はほとんど同席させていず、例外的に同行する場合も自費を賈いた。

(五) 「選挙における野党統一候補」に賛成だが、「共産党が嫌い」という理由は何か。(武市)

↓(丹羽氏) 大学の自治会のときから今日まで、共産党の人間と話していると誰も同じことしか言わない。自分の頭で考えろと言いたい。

(六) 共産党のそういう姿は、民主集中制と官僚制、前衛党(唯一)論、自らを科学的社会主義という観念論に規定されていると考えているがどう

か。(武市)

(七) 官僚制は、共産党だけの問題ではなく、どんな組織でも多かれ少なかれ存在するのではないか。

↓丹羽氏の退席に伴い、以降は参加者間の意見交換

(八) 丹羽氏の提起された「日本の未来像」に関して、私たちは「資本主義に対する社会主義では描くことができない」と考え、資本主義でも社会主義でもないヤマギシ会として活動している。私個人として、社会主義を文献上では学習し、身近に中核派などもいたが、社会主義の方向での自分の人生を展望することはできなかった。

(九) ヤマギシ会の生産・所有・分配のルールと運動について教えて欲しい。

↓ ヤマギシ会の医療、娯楽、子どもの人生選択、経営などについて質問と回答(一つの家庭のような運営との説明)があった。

(一〇) 資本主義は剰余価値労働の搾取を本質としており、

社会主義は生産手段の社会的所有を本質としている。社会主義では「未来を描くことが出来なかった」と言う場合のヤマギシ会における「社会主義」とは何か。

(一一) ヤマギシ会の人「社会主義の方向での自分の人生を展望することはできなかった」という発言は、具体的に国会や地方議会の議員になるか、政党や労組の専従になるかという狭い選択しかなかったという文脈では理解できるし、共産主義運動はこれを打開していく必要がある。ヤマギシ会について、全面的な共同体としての生産・所有・分配に到達するためには、農業だけでなく主要な産業分野を包括しなければならず、そうでなければ自主管理的な農業法人にとどまるのではないか。(武市)

(一二) 創価学会は、企業群を傘下に収め、取引によって銀行や新聞社などにも影響力を及ぼしており注目しなければならぬ。従来、共産主義社

会主義は、例外はあるが「宗教は人民の思考の阿片である」と切り捨ててきた。

(一三) 共産主義の立場は「個人の信仰の問題に立ち入らない」ということではないのか。宗教という事で言えば「共産主義への信仰」という問題もある。共産党社会科学研究所長の不破氏の「未来社会論」は社会主義を誤った方向に導くものである。(武市)

(一四) 「個人の信仰の問題に立ち入らない」というのは一歩前進だが不十分であると思う。経済的職業的な影響力にとどまらず、政治や社会の変革という観点からは、社会主義と宗教の共振という問題に、共産党や左翼はもっと関心を深め再検討していく必要がある。

(一五) 共産党も宗教を敵視しているわけではないし、宗教は創価学会だけではなく、共産党にだけ焦点をあてる必要はないのではないか。

(一六) 中東で仕事をしなくて、欧米と中東の文化は同一であり、宗教対立ではなく階級対

立だと感じた。ヨーロッパなど全世界で共産主義は衰退し、日本だけで命脈を保っている。社会主義の未来像に関連して、現在、社会主義インターナショナルがあり、日本では社民党の福島瑞穂さんが参加している。

(一七) 社会主義において基本的人権などの概念が(少)なかったが、初期マルクスの疎外論から組み立てようとする動きがあり、参加している。

(一八) 社会主義に基本的人権の概念がなかったのであれば、それは社会主義の欠陥として素直に認めて克服すべきで、無理やりマルクスから導き出す必要はないのではないか。(武市)

「第二次大戦までの総括」「幅広い野党選挙協力と統一戦線」「日本の未来像と政権構想」について、今後も交流して学び、深化し提起していく。(武市 徹)

日本革命党の理念と闘いの継承
(二〇一八年三月一日)

日本革命党は、共産主義者同盟から労働者共産主義委員会(怒涛派)へと貫いた思想と闘いを次のように継承し変革し脱皮する。

- ① 「プロレタリア国際主義—世界革命」を、「日米安保条約の破棄」「人権平和機能強化の国連改革」「各国との対等互恵・人権平和外交の構築」に、
- ② 「暴力革命」を、国民人民の「政治参加」、恒常的な共闘機関を通じた「社会諸分野での闘争」、これらを基礎とした「選挙議会闘争」に、
- ③ 「プロレタリア独裁」を、国民と人民の参加と統制による「基本的人権・民主・平和の日本社会の構築と運営」に、
- ④ 「共産党に代わる」前衛党建設」を、政策と運動の有効性を競い合い協力しあう「民主主義制度下の人民の一つの政党」へ。

集会・デモ・学習会・出版などの情報案内

●日時：6月17日(日) 13:00～16:00

- (1) 友愛政治塾(第3回)：最近の裁判官人事の傾向
- (2) 講師：西川伸一さん(明治大学教授)
- (3) 場所：文京区民センター 3D会議室(文京区本郷4-15-14)
- (4) 事務局：村岡到さん(連絡) ロゴス：03-5840-8525
- (5) 参加費：1,000円

[日本革命党は、政治塾に主体的に関わっていないが、方向性と内容に関心をもって紹介するものである]

[第3回「最近の裁判官人事の傾向」については、憲法6条・79条・80条—最高裁判所長官の内閣による指名・最高裁判所裁判官の内閣による指名、下級裁判所裁判官の最高裁判所の指名名簿からの内閣による任命—の規定で、三権分立が機能しうるのかとの検討の視点から参加するものである]